

大野城市社会福祉協議会 リフトカー、ハンディキャブ貸出 Q&A



作成日：令和7年1月

Q1 利用登録をした後の予約はどうしたらいい？

A1 ・電 話 092-572-7700（平日 8:30～17:00）

・メール shakyo@onojo-vc.jp

・公式 LINE <https://lin.ee/LTRs8in> いずれかにて予約を受付けています。

利用登録者氏名・予約希望日時・行き先・介助者名（リフトカーの場合）・運転者名（ハンディキャブ貸出の場合）をおっしゃってください。メールや公式 LINE でご依頼いただいた場合は、予約の可否をご連絡いたします。返信がない場合はお手数ですが、お電話にてお問い合わせください。

※事前予約制で1年前から予約可能です。リフトカーは5日前（土日祝除く）までにご予約ください。

Q2 希望日の予約が取れない。

A2 リフトカーは2台で運行・ハンディキャブは軽自動車3台を貸出しておりますが、ご予約いただくタイミングや曜日によっては、ご希望に添えない場合もあります。その場合、空いている日時をご案内させていただきます。予約後の変更やキャンセルもできますので、まずはお問い合わせください。

Q3 休日も対応してもらえるの？

A3 リフトカー運行やハンディキャブ貸出は、原則平日のみですが、土日祝日に利用をしたい場合、お早めにご相談ください。（12/29～1/3、車両点検日は運休です）

大野城市社会福祉協議会の事務局は平日 8:30～17:00 に、来客や電話などの対応ができます。

Q4 悪天候時も運行できる？

A4 冬季について、リフトカーは12～3月まではスタッドレスタイヤ（冬タイヤ）ですが、タイヤチェーンが必要なほどの積雪時には利用者の皆さまの安全のため運休とさせていただきます。

なお、ハンディキャブは通年ノーマルタイヤ（普通のタイヤ）ですので、雪の状況によっては貸出しをお断りすることがあります。また、台風などの際にも、状況によっては利用・貸出しをお断りさせていただくことがありますのでご了承ください。

Q5 体調が悪くなり急いで病院に行きたい。

A5 事前予約制となっておりますので、リフトカーの急なご利用は出来ません。

リフトカーの運転手は医療の知識がありませんので、急変などに対応ができかねます。

救急の場合は、担当医や、救急安心センター事業（＃7119）に連絡をしてください。

Q6 ハンディキャブは友人も運転することができる？

A6 ハンディキャブは運転免許取得後 3 年以上の方であればご家族に限らず、ご友人なども運転ができます。ヘルパーの方が運転することに関しては、利用されている事業所にご確認ください。

なお、初めてハンディキャブを運転される方には、車いすを固定する講習を 15 分程度行います。

利用の方法などはホームページをご確認いただくか、社会福祉協議会までお気軽にお問い合わせください。

【お問合せ】大野城市社会福祉協議会 地域課

電話：092-572-7700（平日 8:30～17:00）



社協公式 LINE▼



社協ホームページ▼

